

平成28年3月1日

企業（経団連に加盟していない企業を含む）等 各位

東 京 大 学

平成28年度本学卒業・修了予定者の就職・採用活動についてのお願い

平素より本学学生の就職に関して御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さてこの度、平成28年度卒業・修了予定者の就職活動及び企業による採用選考活動の開始時期に関しては、従来とは異なる設定となることから関係各位にご協力を乞う次第です。

前年度(平成27年度)は、広報活動の開始時期を3月1日、採用選考活動については8月1日開始(いわゆる「後ろ倒し」)として、これを励行してきました。ひとつには学修時間を確保するためですが、留学等の経験を通じて社会に貢献できる資質・能力を学生に獲得させ、その上で主体的に適切な職業選択ができる機会を担保することがその目的でした。

それでも実際には効果が十分に上がったとは言えません。例えば卒業・修了前年度の学修時間が十分に確保されなかった、あるいは採用選考のスケジュールが企業説明会等で開示されたものと異なっていたために、履修計画・研究計画の実行に支障をきたすケースが少なからず見受けられたからです。また一部の企業が採用選考活動を見切り発車したため、却って就職・採用活動が長期化するなど学生及び企業の双方にとって負担が増大する結果となりました。

このような状況を踏まえ、就職・採用活動時期の変更の趣旨である、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境等を担保するため、企業側、大学側、関係府省において協議が重ねられました。その結果、一般社団法人日本経済団体連合会（以降、経団連）では、平成28年度卒業・修了予定者については、広報活動開始は3月1日以降を維持することとされ、採用選考活動開始は6月1日以降に変更されることになりました。

この方針を受け、先般、経団連は、大学側の意見も踏まえて学生の学業への妨げにならないよう配慮に努める旨の内容を盛り込んだ「採用選考に関する指針」及び「採用選考に関する指針」の手引きを平成27年12月7日に改定・公表しました。

本学では、本学の教育理念である「世界的視野をもった市民的エリート」（東京大学憲章）の養成を基本としつつ、公共的な視点から主体的に行動し新たな価値創造に挑む「知のプロフェッショナル」の育成をはかり、卓越した専門性をそなえると同時に、多様な視点から自らの位置づけや役割を相対化することができ、謙虚でありながらも毅然として誇りに満ちた人間を社会に送り出す社会的使命を担っています。

この本来果たすべき使命と責任を十分に認識し、その責務を果たすためには、就職・採用活動及び内定後にあってもその秩序を維持し、在学生の勉学・研究活動等の学修環境を

確保することが極めて重要であると考えています。

このため、本学を始めとする大学等においては、平成27年12月10日の就職問題懇談会の申合せに基づき、平成28年度卒業・修了予定者の就職・採用選考活動について、秩序ある対応を行ってまいりますので、貴社におかれましても、今般の就職・採用活動開始時期の変更の趣旨や人材養成の観点から学業への配慮の重要性について御理解いただき、下記の事項への積極的な御協力を賜りたく、お願いいたします。

なお、政府においても経済団体・業界団体を通じて、広く企業に対して同趣旨の要請を行っていることを申し添えます。

記

1. 平成28年度就職・採用活動において特に留意をお願いしたい事項について

(1) 就職・採用活動開始時期等について

広報活動開始：平成28年3月1日以降

採用選考活動開始：平成28年6月1日以降

正式内定日：平成28年10月1日以降

※本学の「学校推薦書」は平成28年6月1日以降に発行いたします。

(2) 「企業説明会」の取扱いについて

3月1日以降に広報活動として「企業説明会」を実施する場合、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示してください。

(3) 採用選考活動が学業等の妨げにならないために必要な配慮等について

来年度は学期期間中の採用選考活動となりますので、土日祝日や平日の夕方の活用も取り入れるなど、学生の学習環境を損なうことのないようご配慮の上、採用選考活動を行っていただくよう強く要請いたします。授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合には、個別的な採用選考日時の変更などの対応をお願いいたします。なお、本学の定期考査は以下の日程を予定しておりますので、ご参考までにお知らせいたします。

平成28年5月下旬～6月上旬

平成28年7月中旬～8月上旬

(4) 学生の応募書類及び採用選考活動における評価について

学生の応募書類については、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないでください。

また、少なくとも卒業・修了前年度までの学業成果（成績や履修履歴等）を取得し、採用面接において活用するなど多面的な観点から適切に学生を評価してください。

（５）職業の選択の自由を妨げる行為やハラスメント的な行為の自粛について

必要な人材確保に熱心になるあまり、

① 広報活動開始前又は広報活動期間中に早期に内々定を行うこと

② 正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を求めること

③ ６月１日以降の採用選考活動時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等を実施すること

④ 自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること等の学生の職業の選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎んでください。

２．就職・採用活動の公平・公正の確保への配慮等について

（１）男女雇用機会均等について

就職・採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則って行われる旨を徹底してください。特に、総合職採用における女子学生への配慮をお願いします。

（２）インターンシップについて

インターンシップとは、一般に「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と捉えられており、その実施にあたっては、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」¹を踏まえた、適切な内容にしてください。

（３）学生の健康状態への配慮について

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を明示してください。

以上

【参考】

○「就職問題懇談会」について

大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行う、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体で構成される組織。昭和２８年度から設置。（事務局：文部科学省高等教育局学生・留学生課）

（構成団体）

一般社団法人 国立大学協会、一般社団法人 公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、

独立行政法人 国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会

1 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成 27 年 12 月 10 日一部改正 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）

インターンシップと称して就職・採用活動開始時期前に就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。

〔本件に関するお問合せ先〕

教育・学生支援部

キャリアサポート課（瀧口、林）

電話：03-5841-8353、2552

Mail：career@adm.u-tokyo.ac.jp